

必要書類(代理人が来る場合/施設入居者)

(1)ご準備いただくもの

※必要書類を忘れた場合、**マイナンバーカードの交付はできません。**

1

マイナンバーカード
交付通知書(ハガキ)

2

本人確認書類

※下段「(2)本人確認書類」及び
「(4)代理人の本人確認書類」を

3

通知カード
及び
住民基本台帳カード

※お持ちの方のみ

4

本人が来れないことを証明する
書類など必要書類

長期入院などの
場合の入院診療
計画書など

※「(3)本人が来れないことを証明
する書類」をご確認ください。

5

【再発行の場合】
旧マイナンバーカード

※満欄・有効期限更新等による再
発行の場合のみ

6

【再発行の場合】
再交付手数料(1,000円)

※初回交付の場合や、満欄・有効
期限更新による再発行等本人の
責によらない場合は無料です。

(2)本人確認書類

※本人確認書類が不足する場合、**マイナンバーカードの交付はできません。**

【本人】下記の本人確認書類のいずれか

A の書類 **2 点**

または

A の書類 **1 点** + **B** の書類 **1 点**

または

B の書類 **3 点** (うち **1 点** は顔写真付き**必須**)

※施設入所者の場合は、施設長が作成する顔写真証明書(本市様式)をBの書類 1点として含めることができます。

A	運転免許証	運転経歴証明書 (H24年4/1以降交付のもの)	パスポート
	住民基本台帳カード	個人番号カード	療育手帳
	身体障がい者手帳	精神障がい者保険福祉手帳	在留カード
	特別永住者証明書	一時庇護許可証	仮滞在許可証

※有効期限内であって、顔写真付きのものに限る。

B	資格確認書	介護保険証	医療受給者証	子ども医療費受給者証
	年金手帳	各種年金証書	児童扶養手当証書	母子健康手帳
	学生証	診察券	障害福祉サービス受給者証	自立支援医療受給者証
	生活保護受給者証	基礎年金番号通知書	年金額改定通知書	年金振込通知書
	地方公共団体が交付 する敬老手帳	海技免状	電気工事士免状	無線従事者免許証
	動力車操縦者運転免許証	運航管理者技能検定合格証明書	猟銃・空気銃所持許可証	特種電気工事資格者認定証
	認定電気工事従事者認定証	耐空検査員の証	航空従事者技能証明書	宅地建物取引士証
	船員手帳	戦傷病者手帳	教習資格認定証	検定合格証
	A書類が更新中に交付される仮 証明書や引換証類	顔写真証明書（本市様式）	健康保険証（R7.12月2日まで）	

※有効期限内であって、住民票に記載されている「漢字氏名+生年月日」または「漢字氏名+住所」が記載されているものに限る。

(3)代理権を確認する書類・本人が来れないことを証明する書類など必要書類

※下記表の対象者ごとに決められた書類が必要となります。「代理権を確認する書類」および「来れないことを証明する書類」がない場合、マイナンバーカードの交付はできません。

対象者	代理権を確認する書類	来れないことを証明する書類
施設入居者	交付通知書(ハガキ) ※記入方法 要確認	入所証明書類、または 施設長が作成する顔写真証明書

※ 1 登記事項証明書および戸籍謄本は発行から3カ月以内のものに限ります。

【注意】仕事が忙しいなどの理由による代理人へのマイナンバーカード交付は行えませんのでご了承ください。（平日に来庁が困難な場合は、休日開庁日に予約をいただき来庁くださいますようご協力よろしく願います。）

(4)代理人の本人確認書類 下記の本人確認書類のいずれか

A の書類 2 点 または	A の書類 1 点 + B の書類 1 点
--------------------------	---

A	運転免許証	運転経歴証明書 (H24年4/1以降交付のもの)	パスポート
	住民基本台帳カード	個人番号カード	療育手帳
	身体障がい者手帳	精神障がい者保険福祉手帳	在留カード
	特別永住者証明書	一時庇護許可証	仮滞在許可証

※有効期限内であって、顔写真付きのものに限る。

B	資格確認書	介護保険証	医療受給者証	子ども医療費受給者証
	年金手帳	各種年金証書	児童扶養手当証書	母子健康手帳
	学生証	診察券	障害福祉サービス受給者証	自立支援医療受給者証
	生活保護受給者証	基礎年金番号通知書	年金額改定通知書	年金振込通知書
	地方公共団体が交付する敬老手帳	海技免状	電気工事士免状	無線従事者免許証
	動力車操縦者運転免許証	運航管理者技能検定合格証明書	猟銃・空気銃所持許可証	特種電気工事資格者認定証
	認定電気工事従事者認定証	耐空検査員の証	航空従事者技能証明書	宅地建物取引士証
	船員手帳	戦傷病者手帳	教習資格認定証	検定合格証
	A書類が更新中に交付される仮証明書や引換証類	健康保険証（R7.12月2日まで）		

※有効期限内であって、住民票に記載されている「漢字氏名＋生年月日」または「漢字氏名＋住所」が記載されているものに限る。